## 平成27年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」 の結果について

#### 1 調査の概要

#### (1)調査目的

本調査は、神奈川県教育委員会が市町村立学校における体罰の実態を把握し、 緊急事案に対して適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して 学校生活を送ることができるようにするとともに、各学校で体罰の根絶に向け た取り組みをさらに進めることを目的として実施するものです。

本市におきましては、過去3回の調査により、複数の体罰事案が認められた ことから、本調査を活用して本市教職員の体罰に対する認識を深め、体罰の根 絶を図るために実施するものです。

- (2) 調查主体 神奈川県教育委員会
- (3) 実施主体 藤沢市教育委員会
- (4)調査内容 平成27年度の学校生活全般における教職員等による体罰の 状況等
  - ア 教職員向け調査
  - (ア) 調査期間 平成28年1月15日(金)~1月29日(金)
  - (イ)調査対象 全市立小・中・特別支援学校の校長・教頭・総括教諭・総括 養護教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・臨時的任用職員・非 常勤講師・サポート講師・部活動外部指導者 約1,800人
  - (ウ) 調査方法 自分の行った体罰や他の教職員等の体罰について、教職員用 調査用紙に記入し、校長に提出する。校長はその内容につい て調査し、市教育委員会に報告する。
  - イ 児童生徒及び保護者向けアンケート調査
  - (ア) 調査期間 平成28年2月1日(月)~2月10日(水)
  - (イ) 調査対象 全市立小・中・特別支援学校児童生徒及び保護者

(在籍数 H28.1.6 現在)

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小子仅	3,864	3, 893	3, 788	3, 706	3, 913	3, 964	23, 128
由 学 技	1年	2年	3年	_	_	_	_
中学校	3, 496	3, 489	3, 567	_	_	_	10, 552
特別支援	小学部	中学部	高等部				
学 校	59	32	32	_	_	_	123
合 計	_	_	_	_	_	_	33, 803

## (ウ)調査方法

学校を通して、全児童生徒に回答用紙(資料1参照)、保護者向け説明資料等を配付。体罰があった場合のみ回答用紙に体罰のあった日時、態様等を具体的に記載し、直接教育指導課へ郵送又は教頭へ手渡しする。教頭は開封せずに、教育指導課あてに送付する。平成26年度までは選択式だったが、平成27年度は具体を詳細に記載してもらう形に改めた。

## (5)回答数

### ア 教職員向け調査

(単位:件)

校 種	平成27年度	平成26年度	平成25年度
小 学 校	3	2	1
中学校	1	0	1
特別支援学校	0	0	0
合 計	4	2	2

## イ 児童生徒及び保護者向けアンケート調査

_							
		平成 2	7年度	平成 2	6年度	平成 2	5年度
	校 種	回答数(通)	回収率 (%)	回答数(通)	回収率 (%)	回答数(通)	回収率 (%)
	小 学 校	59	0.2	478	2.1	2,008	8.8
	中学校	14	0.1	93	0.9	413	4.0
	特別支援学校	1	0.8	4	3.6	5	4.7
	合 計	74	0.2	575	1.7	2,426	7.2

# (6) 平成27年度児童生徒及び保護者向けアンケート調査における回答の種類 及び再調査を依頼した数

(単位:通)

		記載のあ	ったもの	再調査依頼数
校 種	総数	保護者の意見欄	体罰を「受けた」	中調宜は积数 及び対象者数
		などに記載	「見た」と記載	及U'N 家有剱
小学校	59	46	13	13 件:13 人
小子仪	(478)	(109)	(24)	(13 件:13 人)
中学校	14	8	6	6件:6人
中子仪	(93)	(30)	(17)	(3 件:3人)
特別支	1	1	0	0件: 0人
援学校	(4)	(1)	(0)	(0件:0人)
Λ ∌l.	74	55	19	19件:19人
合 計	(575)	(140)	(41)	(16件:16人)

( ) 内数字は平成26年度の数

#### (7) 再調査の依頼から除外した案件

ア 文部科学省の「体罰について」(資料2参照)に基づいて、体罰とは判断されないもの

(具体例):注意を聞き入れない児童生徒を指導のため、他の場所に移動

させようとし、本人が動かなかった場合にひきずる。

: 言葉の暴力

## イ 事実が特定できないもの

(具体例):記載されている事項から、具体が判断できない

## (8) 再調査方法

校長による該当教諭又は児童生徒への事実の確認と、教育委員会による保護者への聞き取り。

### 2 再調査結果について

## (1)教職員向け調査結果

(単位:人)

		平成 2	7年度	平成 2	6年度	平成 2	5年度
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
県教 <sup>-</sup>	育委員会に報告	0	0	0	0	0	0
に市よ教	市教育委員会による指導	0	0	0	0	0	0
よる対応教育委員会	校長による継続的な指導	3	1	2	0	1	1
<sup>心</sup> 員 会	事実が認められなかったもの	0	0	0	0	0	0
合	計	3	1	2	0	1	1

#### (2) 児童生徒及び保護者向けアンケート調査についての再調査結果

(単位:人)

		平成2	7年度	平成 2	6年度	平成 2	5年度
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
県教	育委員会に報告	0	0	0	0	0	0
に市よ数	市教育委員会による指導	0	1**	0	0	0	1
よる対応教育委員会	校長による継続的な指導	7	3	7	1	8	6
心 員 会	事実が認められなかったもの	6	2	2	0	9	3
合	計	13	6	9	1	17	10

<sup>※</sup>部活動指導中に生徒の人権を侵害するような暴言が複数回認められたため、市教育委員会による指導を行った。

#### 3 児童生徒及び保護者からの意見

- (1)「体罰」についての調査も大切なことだが、言葉による暴力(暴言)を受けている子に対して大きな影響を及ぼすこともあると思う。
- (2) 職員会議等で研修をすることで、教員の体罰に対しての理解を深めることで、体罰をする教員が減るのではないか。

#### 4 考察

これまでの調査と比較して、回答方法を選択式から記述式に変更したため、より具体的な意見が児童生徒や保護者から寄せられるようになりました。そのため、学校に再調査を依頼するにあたっても状況の確認が容易になり、より詳細な聞き取りが可能となったことから、回答方法の変更は効果的であったと考えます。

今回の調査で認知した体罰事案の件数は平成26年度と同水準でした。依然として体罰にあたる事案が報告されている現状を受け止め、体罰の根絶に向け、継続して啓発を図る必要があると考えます。今後も各種研修会や担当者会、職員会議等を活用して意識づけを行い、「いかなる場合であっても、体罰はしてはいけない」という自覚を持たせていく必要があります。

なお、教職員の言葉の暴力については、今回の調査でも指摘を受けていることから、子どもの人権に配慮する意識啓発が引き続いての課題であると考えています。校内研修や各種研修を活用した教職員への意識啓発を今後も継続して取り組みます。

#### 5 市教育委員会と学校との連携による取り組み

- (1) 教職員の人権意識の向上を図るため、校内研修において職員が相互に意見 交換を行うような主体的に取り組む研修を校長会に依頼して実施
- (2) 各年次経験者研修や各種担当者会、事故防止研修会等において、体罰によらない指導についての講話を実施
- (3)「藤沢市立学校児童生徒指導の手引き 改訂版」(2014年4月改訂)の配付 及び研修会等での活用
- (4) 教育委員会が作成した「体罰事案につながる恐れのある事例集」等の資料を活用し、体罰によらない指導方法の研修の実施
- (5) 中学校体育連盟に対して体罰防止に向けての意識啓発の取り組みを依頼し 担当校長による各専門部会に対する講話、外部講師による指導方法のあり 方研修を実施
- (6) 藤沢市教育文化センターでの研修講座において児童生徒への適切な言葉かけ、指示の出し方を学ぶためのコーチング講座を実施

※学校名と学年は必ず記入してください 名前 . 体罰を受けたことがある	
. 体罰を受けたことがある	すは書かなくてもかまいません
(1) // (m 2 4 1) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	己入したのは誰ですか
成 年 月 日頃 本人	
(はっきりしない場合はおよそでかまいません) 該当す	るところを丸で囲んでください
(4) 何をしているときですか (5) 場所はどこでしたか	
(6) どんなことをされましたか	
(7) どこがどのようにいたくなりましたか	
(7) どこがどのようにいたくなりましたか	
(7) どこがどのようにいたくなりましたか	
(7) どこがどのようにいたくなりましたか 2. 体罰を受けているのを見たことがある	
2. 体罰を受けているのを見たことがある	己入したのは誰ですか
2. <b>体罰を受けているのを見たことがある</b> (1) 体罰を受けていたのはいつ頃ですか (2) 教職員は誰ですか (3) i	
2. 体罰を受けているのを見たことがある         (1)体罰を受けていたのはいつ頃ですか       (2)教職員は誰ですか       (3)言         立成       年月日頃       本人         該当す	
2. 体罰を受けているのを見たことがある         (1)体罰を受けていたのはいつ頃ですか       (2)教職員は誰ですか       (3)言         正成 年 月 日 頃       本人         はっきりしない場合はおよそでかまいません)       該当す	保護者 その他
<ul> <li>体罰を受けているのを見たことがある</li> <li>(1)体罰を受けていたのはいつ頃ですか (2)教職員は誰ですか (3)言成 年 月 日 頃 本人 該当す</li> </ul>	保護者 その他
2. 体罰を受けているのを見たことがある         (1)体罰を受けていたのはいつ頃ですか       (2)教職員は誰ですか       (3)言         正成 年 月 日頃       本人         (はっきりしない場合はおよそでかまいません)       該当す	保護者 その他
2. 体罰を受けているのを見たことがある         (1)体罰を受けていたのはいつ頃ですか       (2)教職員は誰ですか       (3)言本人         成年月日頃       本人         はっきりしない場合はおよそでかまいません)       (5)場所はどこでしたか	保護者 その他
<ul> <li>(1)体罰を受けているのを見たことがある</li> <li>(1)体罰を受けていたのはいつ頃ですか (2)教職員は誰ですか (3)言 本人 はっきりしない場合はおよそでかまいません)</li> <li>(4)何をしているときですか (5)場所はどこでしたか</li> </ul>	保護者 その他
2. 体罰を受けているのを見たことがある         (1)体罰を受けていたのはいつ頃ですか       (2)教職員は誰ですか       (3)言本人         成年月日頃       本人         はっきりしない場合はおよそでかまいません)       (5)場所はどこでしたか	保護者 その他
2. 体罰を受けているのを見たことがある         (1)体罰を受けていたのはいつ頃ですか       (2)教職員は誰ですか       (3)言         Z成 年 月 日 頃       本人         (はっきりしない場合はおよそでかまいません)       該当す	保護者 その他
2. 体罰を受けているのを見たことがある         (1)体罰を受けていたのはいつ頃ですか       (2)教職員は誰ですか       (3)言本人該当す         区成 年 月 日頃       本人該当す         (はっきりしない場合はおよそでかまいません)       (5)場所はどこでしたか	保護者 その他

※教育委員会からすぐに連絡がほしい場合には、連絡先をご記入ください(

記載事項がない方は、提出の必要はありません

- ※ どのような行為を「体罰」とするかについては、文部科学省から次のように示されています。 「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」抜粋
  - (1) **体罰** (通常、体罰と判断されると考えられる行為)
    - 身体に対する侵害を内容とするもの
      - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
      - ・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
      - ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
      - ・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、 当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
      - ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
    - 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

      - ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
      - ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えた が、そのままの姿勢を保持させた。
  - (2) **認められる懲戒** (通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為) (ただし にくたいてきくっう ともな 内体的苦痛を伴わないものに限る。)
    - 放課後等に教室に残留させる。
    - じゅぎょうちゅう きょうしっない。・ 授業中、教室内に起立させる。
    - ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- \* 学校当番を多く割り当てる。
- た ある おお じどうせいと しか せき立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。
- (3) 正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)
  - - ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
  - 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、首前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
    - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この 児童の両肩をつかんで引き離す。
    - ・試合中に相手のチームの選手とトラブルになり、酸りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。
- ※ 児童・生徒から質問された場合には、これをもとに児童・生徒に判断させてください。